

平成24年度第1回

さっぽろ食の安全・安心推進委員会

議 事 録

日 時：平成24年4月13日（金）午後2時開会
場 所：WEST19 2階 研修室A・B

1. 開 会

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第1回さっぽろ食の安全・安心推進委員会を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます保健福祉局保健所食の安全推進課の宮原でございます。よろしくお願いいたします。

この委員会は、本市の食の安全と信頼の確保に係る施策の推進について議論する機関としまして平成22年度に設置されたものでございます。本日は、平成24年度の第1回目の会議でございます。

それでは、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

ただいまのご出席の皆様は11名でございまして、本日の資料3-3、後ろから2枚目でございますさっぽろ食の安全・安心推進委員会設置要綱第7条第2項によりまして、委員総数16名の過半数に達しておりますので、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。

2. あいさつ

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、ここで、開会に当たりまして、保健所食の安全担当部長の山口からごあいさつを申し上げます。

○山口食の安全担当部長 4月1日付の人事異動によりまして札幌市保健所食の安全担当部長となりました山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。多くの委員の皆様方は、本日が初めてお目にかかると思いますので、自己紹介を兼ねまして、少しお話しさせていただきたいと思います。

私は、平成18年から2年間、食品保健係で係長をしておりました。食品保健係は、現在、保健所でございますけれども、当時は、市役所の本庁舎にございまして、主に食品関係の営業施設を指導する各区の担当係との調整を行ったり、議会対応をしておりました。

そのころといえば、この委員会が生まれるきっかけとなりました市内大手企業の白い恋人の賞味期限の改ざん、牛ミンチ肉の偽装表示など、食品にかかわる非常に大きな事件がございまして、市内の施設に対する指導や議会対応に非常に忙しく働いていたことを今でも思い出されます。

これら食の大事件を契機といたしまして、食品に対する信頼を回復して、より安全で安心な食品を市民の皆様にご提供するために新たな施策を検討することになりましたけれども、残念ながら、私はその具体的な内容にかかわることはなく、ほかの職場に異動いたしました。しかし、4年ぶりにこの職場に戻ってまいりました。

本日、この委員会に出席することになりまして、あれから4年間というときの中で、担当した職員や本日出席いただきました委員の皆様のご努力によりまして、安全・安心な食

のまち・さっぽろを築くため、いろいろな事業や検討が行われているということを知りまして、大変感慨深いものがございます。

さて、本委員会には、昨年6月に、食の安全・安心を推進するための新たな条例の制定に向けた検討を行うために専門部会を設置いたしまして、今年の3月までに5回の会を重ねていただきまして、条例の必要性や内容につきまして活発にご議論いただき、検討報告書案として取りまとめていただいたところでございます。

我々の食を取り巻く環境は、日々、変化してございますけれども、このたびの条例が安全・安心な食のまち・さっぽろを支える基盤となりますことを切に願い、委員の皆様には、引き続きご協力をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員等紹介

○事務局（宮原食の安全推進課長） 続きまして、本日は、今年度初めての会議でございますので、改めまして、委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

こちらから、お席の順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場にお立ちいただきたいと思っております。

まずは、北海道大学大学院水産科学研究院の一色委員でございます。

札幌商工会議所食品関連部会の大金委員でございます。

北海学園大学法学部の大西委員でございます。

市民公募委員の大宮委員でございます。

同じく、市民公募委員の下国委員でございます。

一般社団法人札幌市中央卸売市場協会の高橋委員でございます。

一般社団法人札幌消費者協会の行方委員でございます。

サイエンスレポーターの成田優美委員でございます。

市民公募委員の藤原委員でございます。

札幌市農業協同組合の堀口委員でございます。

公益財団法人北海道科学技術総合振興センターの水沼委員でございます。

なお、ほかに5名の委員がいらっしゃいます。

イオン北海道株式会社の大野委員、一般社団法人札幌市食品衛生協会の田中委員、北海道新聞社の茶木委員、スイーツ王国さっぽろ推進協議会の長沼委員、社団法人定山溪観光協会の成田文男委員の5名につきましては、本日は、所用により、あいにく欠席との連絡をいただいております。茶木委員につきましては、人事異動に伴いまして、前任の日浅委員の後任といたしまして新しく就任されましたが、今回は、所用がございまして、出席がございませんでした。

次に、札幌市の職員を紹介させていただきます。

食の安全推進課調整担当係長の畠山でございます。

食品保健係の重永でございます。

ほかにも、関連する職員が出席してございます。

本日は、どうかよろしく願いいたします。

次に、本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料は、事前にお送りしておりますけれども、ご確認いただきまして、不足などがございましたら、事務局の者にお知らせください。

まず、上から会議の次第、座席図、委員名簿、資料1から3-4まで、参考資料といたしまして、平成24年度の札幌市食品衛生監視指導計画です。こちらにつきましては、食品衛生法が平成15年に改正になりまして、平成16年度から地域の実情に応じて、食の安全を確保するための方策を札幌市として毎年度に定めているものでございまして、この会議の関連で言いますと、15ページから安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業について記載してございます。

また、参考資料といたしまして、食まち事業としまして行っております平成23年度さっぽろ食の安全・安心市民交流事業体験レポート、さっぽろ食の安全・安心推進協定ガイドブック、そして、私どもの市民に対する啓発資料である「ちょっと待って！お肉の生食」、キッチンメールの第31号でございます。こちらにつきましては、放射性物質の関係について記載してございます。また、キッチンメール第32号は、札幌市におります食品衛生監視員の仕事について、お知らせしているところでございます。

こちらをお配りしているところでございます。

すべてそろっていらっしゃいますか。

それでは、議事に入らせていただく前に、今年度第1回目の委員会ですので、一色委員長からごあいさつをいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○一色委員長 皆様、こんにちは。

前回は今年の6月でしたので、かなり時間が経過しております。

条例の制定の小委員会の大西委員を初め、皆様には、大変なご努力をいただきまして、成案をつくっていただきました。まず、感謝いたしたいと思います。ありがとうございます。

振り返ってみますと、昨年原発事故が食品安全の面で非常に大きな衝撃をいまだに与えていると思います。残念ながら、放射性物質の発生源はとまったかのように見えますけれども、この前の報道では、水を入れても水位が上がってこないということで、まだ止まっていないと見る方がいいのではないかという気がいたしております。

それも非常に心配ですけれども、報道でご存じのように、函館では、トリカブトで2名が死亡する事件が起きております。学生たちにトリカブトの話をして、函館の話だと気がついていない学生が結構いるということで、現実には難しいなというふう感じております。

要するに、頭ではわかっているのだけれども、実際に、自分のすぐ近くでそういうリスクといいますか、危ないものがあるって、間違えて食べる可能性もあるということで、リスクコミュニケーションをもっと展開して、全世代といいますか、若い人もお年寄りにもわかっていただくような取り組みが必要だという気がいたしているところです。

一方では、昨年の生肉事件を契機にして、生肉に関しては非常に厳しい規制が課せられて、カツオのたたき状態でないと生では食べられない状況になりました。また、牛のレバーについては、全面禁止の方向となっております。

個人的な意見ですけれども、安全のためには、念には念を入れてという方向に世の中が動いているような気がしております、これだと食べられるものまで食べられないようにするというやり方を次の世代に教えてしまうような気がします。そして、次の世代では、食べられるのに食べないということが起きてしまうのではないかと、私を危惧しております、札幌市民の次の世代の方は、リスクはゼロにはならないということ念頭に置いた食品安全対策に取り組んでほしいと願っております。そういう意味で、この委員会は重要な役割を持っているのではないかと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮原食の安全推進課長） ありがとうございます。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

なお、この委員会は、札幌市情報公開条例第21条の規定によりまして、原則として公開することといたしております。配付資料や議事録は、後日、札幌市のホームページなどに掲載する予定でございますので、ご了承を願います。

また、ご発言は、挙手の上、お近くのマイクをご使用願います。

それでは、これ以降の会議の進行につきまして、一色委員長にお願いいたしたいと存じます。

よろしく申し上げます。

4. 議 事

○一色委員長 それでは、議事を進行させていただきます。

本日の議題は、お手元の次第でございますように、平成23年度事業報告及び平成24年度事業計画についてのほか2題でございます。

なお、本日の終了時刻は、15時30分を予定しております。皆様に発言をしていただきますとともに、スケジュールの円滑な進行にご協力をいただきたいと思います。

一つ目の議題の平成23年度事業報告及び平成24年度事業計画の概要についてです。

これは、平成24年度より実施しております安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業の前年度の事業報告と今年度の事業計画についての説明であります。

それでは、事業報告と事業計画につきまして、あわせて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（畠山調整担当係長） 調整担当係長の畠山でございます。

私からは、今、委員長がおっしゃいました23年度事業報告と24年度事業計画につきまして、お手元の資料1と資料2に基づきまして説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

まず、資料1に沿って、平成23年度安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業の主な実施内容についてご報告いたします。

1番目は、食の安全・安心を推進するための条例制定の検討についてでございます。

平成23年度は、本委員会のもとに設置した条例検討専門部会で議論を重ね、後ほど皆様からご意見をいただくこととなります。検討報告書案を作成したところでございます。

2番目は、食品健康危機管理シミュレーション事業です。こちらは、23年度の新規事業でございます。ことし1月になりますが、市の職員と市内の老人福祉施設の職員が合同で大規模食中毒を想定した図上訓練を実施しております。訓練参加者は、約50人ですが、オブザーバーとしての参加を含めると、約100の方がこの事業に参加しております。

3番目は、さっぽろ子ども食品Gメン体験事業でございます。こちらでも23年度の新規事業でございますが、私ども食品衛生監視員の仕事を通じまして、行政や事業者が食の安全についてどのような取り組みを行っているかということ子どもたちに学んでいただく事業でございます。

昨年の7月末に中央卸売市場で施設の見学とともに、放射温度計やルミテスターなどの機械を使って検査体験をしてもらっております。本事業につきましては、中央卸売市場協会様にご協力をいただいております。

この場をおかりして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、4番目は、新規事業でございます。保育園児向け手洗い・うがい啓発モデル事業でございます。こちらの事業では、小さなお子さんでも正しい手洗いやうがいの方法を歌と踊りで楽しく学んでもらえるように、札幌市オリジナルの啓発ソング「しろくま忍者の手洗いソング」を作成し、啓発用のCDとDVDをつくったところでございます。

お手元の追加資料にカラーのものが1枚あったと思います。こちらがDVDの内容についての資料となっておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

歌の内容としましては、子どもたちに人気のある円山動物園のホッキョクグマをモチーフにしておりまして、しろくま忍者が手洗い忍法、うがい忍法でばい菌忍者をやっつけて、きれいになった手で札幌でとれた野菜を食べようという内容の歌詞でございます。歌と踊りで手洗いの手順やうがいの方法を楽しく覚えていただけるものとなっております。

資料1に戻ります。

5番目は、さっぽろ食の安全・安心推進協定事業でございます。平成23年度末で協定締結数は9団体、140事業者となりました。ことし1月に開催したイベントである食の安全・安心フェアの中で協定の締結式を行いまして、サッポロファクトリーや東急百貨店

などと協定を締結しているところでございます。

6番目は、さっぽろ食の安全・安心市民交流事業でございまして、生産から販売までのフードチェーンのうち、販売、生産、製造の三つの過程について事業者の方と意見交換を行っております。

本事業につきましては、昨年度に引き続き、ご協力いただきました農協様には大変感謝しているところでございます。ありがとうございます。

7番目は、さっぽろ食の安全・安心モニター事業です。市民モニターの方々にスーパーや飲食店の衛生状況や食品の表示などを調査していただき、私どもに報告していただく事業でございます。昨年度は、調査回数を3回にふやし、モニターの方からは205件の報告をいただきました。報告いただいた内容につきましては、衛生上問題がある事案については、保健所が立ち入り調査を行い、改善指導を行っているところでございます。

最後に、8番目ですが、食の安全・安心フェアの実施についてでございます。こちらは、広く市民の皆さんに食の安全への関心と理解を深めていただくために、平成22年度に引き続き実施したものでございます。サッポロファクトリーを会場としまして、今年の1月21日、22日の2日間で、来場者は約2万6,000人となりました。

23年度の事業報告については、以上でございます。

続きまして、24年度の事業計画をご説明させていただきます。

資料2をごらんください。

1番目は、食の安全・安心を推進するための条例の制定でございます。

資料3-4という横長のものが後ろにあります。こちらをあわせてごらんください。

条例制定にかかわるスケジュールというものになります。

本委員会につきましては、本日を含め、年度内に2回開催する予定となっております。今後、条例制定に向けた検討報告書の市長への手交式があり、5月18日を予定しているところです。その後、消費者団体、事業者団体との懇談会の開催、また、広く市民の方からご意見をいただくために、9月ぐらいにパブリックコメントを実施した上で、平成25年第1回定例市議会に条例案を上程して、3月末に議決し、4月の条例施行を目指していくこととなっております。

資料2に戻ります。

2番目は、食品健康危機管理シミュレーション事業でございます。今年度につきましては、市内の大型宿泊施設を対象とした訓練を行う予定となっております。

3番目は、さっぽろ子ども食品Gメン体験事業につきましては、中央卸売市場やスーパーなどで子どもたちの夏休み、冬休みの期間に合わせて実施する予定となっております。

4番目は、保育園児向け手洗い・うがい啓発モデル事業です。23年度に作成した啓発ソングを活用し、市内の認可保育園にCD、DVDを配布して、日常的に活用していただくなど、さまざまな普及啓発事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

5番目から7番目の協定事業、市民交流事業、モニター事業の三つにつきましては、昨

年度と同様に、引き続き実施してまいりたいと考えております。

平成24年度の事業計画については、以上でございます。

実は、ここに「しろくま忍者の手あらいソング」のDVDをお持ちしておりますので、少しお時間をいただいて、委員の皆様にも、一部ですが、ごらんいただければと思っております。

[DVDの上映]

○事務局（畠山調整担当係長） ありがとうございます。

2番まであるのですが、きょうは、1番までとなります。

出演していただいているのは、札幌市~~の~~新川保育園の保育士の先生と年長組の子どもたちです。この方たちにご協力いただき、つくったものとなります。

この手洗いソングについては、今後、札幌市のホームページやY o u t u b eなどで動画を配信する予定となっております。また、保健所や保健センターでCD、DVDの貸し出しを行う予定となっております。そして、一般の方にも広く知っていただきたいということもありまして、この5月には、抽せんで100名の方にDVDをプレゼントするような企画も準備しているところでございます。

私からの説明は、以上となります。

○一色委員長 どうもありがとうございます。

この委員会は、食の安全・安心推進ビジョンに基づき、札幌市が施策を進め、具体的に事業を展開するに当たって、その評価を行ったり、助言や提案を行うのが任務となっております。ですから、先ほどご説明いただきましたけれども、その内容につきまして、ぜひ質問やご意見を賜りたいと思います。

どうぞ、ご意見やご助言がありましたら、お願いいたします。

今のDVDをごらんになったご意見でも構いません。

大宮委員、いかがですか。

○大宮委員 今回のDVDの感想としては、とてもよくできていると思います。

これは、どのくらいでつくったのですか。

○事務局（畠山調整担当係長） 昨年の6月からプロジェクトを立ち上げまして、曲ができ上がったのが1月です。そして、CD、DVDまででき上がったのは、3月末です。

○大宮委員 市内の保育所、幼稚園には配っているのですか。

○事務局（畠山調整担当係長） 4月中に保育所にお配りするよう、今、準備を進めております。

○大宮委員 個人的には、いかにも悪そうなばい菌の、バイキンマン的な方が出てきてもよかったのかと思います。

○事務局（畠山調整担当係長） ちなみに、2番には、ちらっと「ばい菌忍者」が出てき

ます。

○大宮委員 それをやっつけるという方がいいのかと思いました。

○一色委員長 DVDだけではなく、ほかのご意見でも構いませんので、どうぞお願いいたします。

成田（優）委員、いかがですか。

○成田（優）委員 今のバイキンマンがいて、やっつけるということは、私も期待していました。

それはともかく、Gメン事業もすごくいいことだと思うのです。

また、別な話題になるかもしれないのですけれども、何回か申し上げているのが、親子で参加できるのは限られた人たちになると思うのです。せっかく行きたいと思っても、子どもが夏休みでも、親はそうではなくて、特に、今は働いているお母さんも多いので、行きたくても子どものために休めないこともあるのです。ですから、子どもたちを遠足や課外授業で出すのが学校行事としては大変であれば、出前授業のような形で専門の方々、栄養士や食品を検査しているの方々など、社会科や理科、家庭科の中に組み込んでいただいて、お話ししていただくこともいいのではないかと思います。そうすると、いろいろな環境にかかわらず、子どもたちが同じような情報を共有できることになるのです。

また、条例のことに関連して発言する機会があるかもしれませんので、ここでやめます。

○一色委員長 皆さんもどうぞ自由にご発言ください。

今年度初めてですので、皆さんのご意見をぜひ伺いたいと思います。

下国委員から何かいかがですか。

○下国委員 先ほどのDVDを楽しく見せていただきました。

子どもは、目で見て、耳から、むぎゅむぎゅなどという言葉がすんなりと入ってくるので、すごく楽しそうでいいと思いました。

ちょっとずれるかもしれないのですけれども、先ほどおっしゃっていた出前事業に関してです。

私は、小学校のPTAで、家庭教育学級というものがあまして、お母さんたちが自主的に企画して、月に1回講師の先生を呼んで、自分たちが勉強するというものがあります。そういう中で、こういった食品の安全・安心ということに関して、呼んで、来てくださる方や企画などがあるのかどうかすごく気になりました。お話の中で、もしあれば教えていただければと思いました。

○事務局（畠山調整担当係長） 札幌市で、保健センターにも保健所にも食品衛生監視員がおりまして、御希望があれば、出張して、お話をすることは可能となっております。もし希望があれば、お電話なりでお話をいただければと思っているところです。

○下国委員 料金などはどうですか。

○事務局（畠山調整担当係長） かかりません。

○下国委員 ありがとうございます。

そこがすごく重要なのです。

○一色委員長 行方委員、そのあたりは詳しいのではないですか。

○行方委員 子育てが終わりましたが、私の子ども時代から家庭教育学級がありました。いろいろな部や課からたくさん無料で講師派遣をしていただきます。

それから、私ども消費者協会の宣伝になりますが、私ども協会でも、札幌市消費者センターの受託事業として啓発課がございまして、各町内会で悪質商法や食品添加物や健康な食生活など、いろいろなお話を無料でさせていただいておりますので、どうぞご利用ください。

私どもエルプラザの施設には、テスト室もありまして、夏休みなどは子どものおやつに含まれている着色料の実験などを簡易的にやっております。また、清涼飲料水に入っている糖分は非常に多いのです。350ミリリットルの缶ですと、30グラム前後は入っているのです。ですから、飲むのだったら牛乳やお水やお茶にしてほしいのです。実際に、糖分量を表示して、お子さんの目に訴えるようなテストもしておりますので、どうぞご利用ください。

○一色委員長 水沼委員のところでこういう取り組みはやっておられないのですか。

○水沼委員 お話は別になるかもしれませんが、先ほどのDVDの関係です。

実は、私は前の職場で食品の販売をやっていたときに、食品の手洗いの指導を受けたことがあります。そのときに、先ほど出てきたようなぐるぐるやがりがりということが手洗いにとっても非常に重要で、それが表現されていたと思います。その研修のときに、蛍光塗料で洗った後に出てくるようなものがあって、ふだんの手洗いと指導していただいた後の手洗いの変化を目で見て確認すると、“グルグル”や“ガリガリ”の意味がよりわかるのではないかと思います。

子どもたちの頭に映像と音から入ってくるほかに、印象として残るような教育の工夫もぜひ考えていただいたらいいのかという印象を持ちました。

○一色委員長 どうもありがとうございました。

ご発言いただいている方で、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○一色委員長 それでは、時間も過ぎておりますので、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○一色委員長 それでは、2番目の議題に移らせていただきたいと思います。

本日のメインテーマでございますが、食の安全・安心を推進するための新たな条例の制定に向けて 検討報告書の案についてでございます。

札幌市では、食の安全・安心を推進する条例の検討を進めるに当たり、本委員会の意見をいただきたいということでございまして、昨年6月3日に開催いたしましたさっぽろ食の安全・安心推進委員会において、本委員会に条例検討のための専門部会を設置すること

といたしました。条例の基本的な考え方や構成内容の検討につきまして、同部会に付託して検討していただいたところでございます。

条例検討専門部会では、部会長をしていただきました大西委員を初め、大金委員、大宮委員、田中委員、行方委員、藤原委員の6名により活発なご議論をいただきました。このたび、検討報告書案としてまとめていただきました。

検討報告書案の内容につきましては、事務局からご説明をいただきたいと思いますが、まずは、専門部会の大西部会長から専門部会におけるこれまでの協議内容につきまして、簡単にご説明をお願いいたしたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○大西委員 大西でございます。

簡単に、報告書案の内容について、ご説明申し上げたいと思っております。

お手元に資料3-3がありまして、これが案です。その前に、資料3-1と3-2がついていると思っております。

まず、資料3-1をごらんいただきたいのですが、これまでご案内がありましたように、今年の3月まで計5回の会議を開催しました。私の立場から見ても、参加された委員の皆様からは非常に積極的にご発言をいただきまして、非常に充実した時間を過ごすことができたと思っております。

その委員会での議論の概要をまとめましたものが資料3-2です。

大きく三つのテーマについて検討を加えてきました。一つ目が条例の必要性、二つ目が基本的な考え方、三つ目が具体的な条例の内容です。詳細は、後で事務局からご報告いただきたいと思いますが、ごく簡単に申し上げます。

二つのキーワードを意識してきたと思っております。一つは、情報の共有です。この具体的な内容としましては、市民・行政・事業者の3者による協力、連携を促進しながら、情報の共有を図るという考え方が一つです。もう一つは、昨年度の東日本大震災を契機に起きた放射能の問題がありますので、危機管理についても議論の中で強く意識して、検討を加えたところでは。

○一色委員長 ありがとうございます。

それでは、検討報告書案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（畠山調整担当係長） 調整担当係長の畠山です。

資料3-2と3-3をごらんいただければと思っております。

資料3-2は、先ほど大西部会長からお話がありましたが、検討報告書案の概要版として、報告書の構成をあらわしたものとなっております。そして、資料3-3が検討報告書案となります。

まず、検討報告書の構成についてです。

資料3-2の検討事項1から3が、報告書の第I章、第II章、第III章に対応しております。

第Ⅰ章は、条例制定の背景、条例の必要性について記載しております。それから、第Ⅱ章は、条例制定の基本的な考え方ということで、条例制定に向けた方向性から市民・事業者・札幌市の役割と責務、札幌らしさなどについて、総論的な部分を記載した章となります。そして、第Ⅲ章は、新しい条例の姿ということで、より具体的、各論的な部分となっております。そして、専門部会の委員の皆様からいただいた意見を記載した章となっております。

これが検討報告書案の構成となっております。

それでは、検討報告書の内容について、簡単にご説明いたします。

資料3-3を開いていただき、本文2ページ目をごらんください。

第Ⅰ章の内容についてでございます。

まず、条例制定に係る背景として、四つ記載しております。

一つ目は、社会情勢の変化です。BSEなど、食に関する新たな問題の発生を契機として、社会情勢が大きく変化しているという内容でございます。二つ目は、地方分権の推進です。法律や条例の制定により、地方自治体の自主性がますます強化され、市民活動も活発化していることを記載しております。三つ目は、関係法令の整備です。平成15年に食品衛生法が大改正されるとともに、食品安全基本法が制定され、市民・事業者・行政の情報共有や信頼関係の構築など、新しい概念が出てきたという内容でございます。四つ目は、行政計画との関係です。条例により関係計画が体系的に整理され、関係性や位置づけがはっきりするようになることを記載しているところでございます。

次に、条例制定の必要性です。

こちらにつきましては、専門部会でさまざまな議論を経て、条例は必要であると条例検討専門部会の全員の意見が一致したことから、報告書の中に条例は必要との結論に至ったと記載しているところでございます。そして、その理由がございまして。さらに、条例をつくった後の意義について記載しております。

報告案の4ページに行きます。

第Ⅱ章の条例制定の基本的な考え方でございます。

まず、一つ目の制定に向けての方向性では、札幌市の食の安全・安心に係る中心的な規定として、条例を位置づけることで、総合的で、かつ、一体的な施策を展開できるのではないかと内容でございます。

二つ目は、食の安全・安心の確保と市民の思いでございます。(1)は、食の安全・安心の定義です。安全、安心の意味の違いについて、札幌市の定義を明確化する必要があることを記載しております。また、(2)は、食の安全・安心と市民です。食の安全・安心は、市民共通の願いであり、そのためには、市民、事業者と連携、協働をさらに進めていく必要があると記載しております。(3)は、ソフト面での社会資本としての食の安全・安心です。食の安全・安心は、健康の保護という観点だけではなく、観光、食産業の振興の面からも大変重要なものであるということを記載しております。

三つ目は、市民、事業者及び札幌市の役割と責務です。市民・事業者・行政が相互にそ

それぞれの役割、責務を認識し、連携、協働していくことが必要であるということを記載しております。

四つ目は、札幌らしさと食の安全と信頼の確保です。

(1) は、観光、食産業への寄与です。観光都市である札幌にとって重要な観光や食産業を支えているのが食の安全・安心であり、食の安全・安心は、食のブランド力の向上の一翼を担っております。また、食の安全・安心に積極的な事業者の育成が必要であるということを記載しております。

(2) は、市民、事業者へのサポートです。まちづくりセンターなどを活用した市民や事業者の支援について記載しているところでございます。

6 ページに行きます。

(3) は、安心の創出と情報です。食の安全を市民の安心につなげるために積極的な情報提供、情報ネットワークの構築の必要性について記載しております。

最後の五つ目は、条例の実効性を高めるためにということで、規制的手法と誘導的手法の両方を用いることで、より実効性のあるものにする必要があるということを記載しております。

以上が、第Ⅱ章でございます。

7 ページに行きまして、第Ⅲ章の新しい条例のすがたです。

一つ目は、条例の名称についてでございます。

条例の性質を正しく理解してもらうためには、他都市の条例と同じく、一般的な名称を検討することになると思いますが、よりわかりやすく、親しみを持ってもらうために、愛称のような副題をつけることも可能ではないかということを記載しております。

二つ目は、規定することが望ましいと考える事項で、(1) から(10)まで、部会の中で出していただいた意見を記載しております。

(1) では、食の安全・安心に対する考え方と施策の進め方です。食の安全・安心は、まちづくりに寄与するものであり、食産業や観光を支えるものであります。また、市民、事業者の皆様と連携、協働して、食の安全と信頼確保のための施策を進めていくことが望ましいということを記載しております。

(2) は、中長期ビジョンの策定です。現在あるさっぽろ食の安全・安心推進ビジョンを条例の中で位置づけることが記載されております。

(3) は、会議の設置です。今、皆様方に在籍していただいておりますさっぽろ食の安全・安心推進委員会について、条例の中に附属機関として位置づけるものでございます。

(4) は、市民、事業者との連携・協働です。リスクコミュニケーションや市民の主体的な行動を促す取り組みを行うことで、市民、事業者の皆様と連携・協働する施策をしっかりとやっていくという内容でございます。

8 ページに行きます。

(5) は、人づくりの推進と学習機会の充実です。特に、子どもたちや若年層に食の安

全・安心に関する情報や体験、学習の場を積極的に提供することが記載されております。

(6)は、危機管理体制の整備と緊急時の対処です。健康被害発生時に迅速に対処できるための危機管理体制の整備です。それから、緊急時の対処についてです。また、食品衛生法などの法令で想定されていない事態が起こったときに、市長の権限で対処するという内容について規定した方がよいという内容でございます。

(7)の公表につきましては、条例の規定に関して悪質な事例があった場合には、事業者名を公表するという内容についても検討する必要があるという内容でございます。

(8)は、自主回収報告制度についてでございます。食品の製造業者などがみずから食品衛生法の違反や健康に悪影響を及ぼすおそれがあることに気づいて、自主的に食品を回収するものが自主回収となります。現在、札幌市が市の要領に基づき、事業者に対して自主回収を行ったときに市へ報告するよう指導しているところでございますが、この部分を条例に規定し、事業者に対し自主回収の報告を義務づけることについて検討した方がよいのではないかという内容でございます。

(9)は、認定制度とその活用です。札幌市食品衛生管理認定制度「しょくまる」を条例の中に規定して、事業者の意欲を高めてもらうという誘導的手法として取り入れたらどうかという内容でございます。

最後の(10)は、食の安全・安心に係る活動等に対する顕彰です。食の安全・安心について活動や取り組みを行っている市民や事業者の表彰制度などを条例に位置づけることも検討した方がよいという内容となっております。

以上が検討報告書案の内容の説明となります。

なお、本編の後ろに資料編として委員名簿と専門部会名簿、委員会の設置要綱、委員会での検討経過についての資料をつけております。この中の名簿は、行方委員の所属団体である札幌消費者協会の名称がこの4月に社団法人から一般社団法人に変わっていらっしゃるということですので、この部分を修正したいと思っております。

また、最後の検討経過の表につきましては、本日の委員会の内容を盛り込んだものに変更する予定となっております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

○一色委員長 どうもありがとうございました。

それでは、報告書について、全体的な構成、内容、または3章立てとなっておりますが、第I章の条例の制定と必要性について、ご意見、ご感想をお伺いしたいと思います。

ご意見がございました方は、どうぞご発言ください。

2ページや3ページに書いてあることで気になったことやこういう書き方はいいということはないでしょうか。

私が若干気になりましたのは、前書きには放射性物質が出てくるのですけれども、真ん中のあたりの(1)では、「また、昨年3月の東日本大震災により食品の安全性にはさら

に高い関心が寄せられている」とありますね。東日本大震災、さらには原子力発電所事故というふうに、放射性物質のことをもう一度書いた方がいいのではないかという気もしているところです。

もう一点は、2ページの一番下の(3)の法律の時系列とといいますか、年と月です。2行目に、「平成15年5月には、多種多様な食品が大量に～」というところがございます。そして、次のページに行きまして、1行目に「同法が全面的に見直された」とあります。要するに、平成15年5月に全面見直しがあったのですけれども、間に言葉が入り過ぎて、読むとよくわからないのです。このあたりは、例えば、平成15年5月を削ってしまい、全面改正のところに平成15年5月と入れた方がわかりやすいかと思います。

誤解がないように、文章を修正したいという意見です。

といいますのは、中国産の毒入りギョーザは、平成19年の暮れから正月にかけて起きた事件です。だから、15年の改正と19年の事故とはわかりにくいという感じを持っております。私が気になったのは、そのあたりです。

ほかにご意見がございましたら、お願いいたします。

小さなことでも構いません。

どうぞ、ご意見をいただきたいと思います。

その二つが気になったのですが、それ以外はきちんと書かれていい前書き、第I章になっているのではないかと考えているというのが私の感想です。

大金委員、いかがですか。

第I章をごらんになって、何か引っかかるような点はございませんか。

これで大丈夫でしょうか。

○大金委員 私自身もこの条例制定の委員会にいたものですから、何度も見ているのですが、大西部会長のもと、よくできていると思っております。むしろ、委員以外の方々の意見を聞きたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○一色委員長 成田(優)委員、いかがですか。

○成田(優)委員 後ろのことで申し上げようと思っていました。

今、委員長がおっしゃった東日本大震災の放射性物質のことです。そのことによって輸入が結構甘くなったのではないかと思うのです。そういう背景を考えてもいいのではないかと思います。放射性物質に気をとられていますけれども、そちらも気をつけなければいけないのではないかと思うのです。ですから、輸入食品の面もちらっとあってもいいような気がするのです。なるべく自給率は上げてほしいですけれども、そういうなし崩しのものに対する地方公共団体としてのチェックの目はどうなのかと思いました。

○一色委員長 ありがとうございます。

部会に参加されていらっしゃる委員の方からご意見がございましたら、お願いいたします。

下国委員、いかがですか。

○下国委員 私も放射性物質がすごく気になっているところなので、そのことはすごくお願いしたいと思いました。

○一色委員長 この後、委員会が終わりまして、気になる点が出てきたら、また事務局に報告していただくことでも構わないと思います。第Ⅰ章については、私が申しあげました2点と輸入食品について若干の検討をお願いしたいと思います。

そういうことで、第Ⅰ章は、これで取りまとめることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○一色委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、第Ⅱ章として項立てしております条例制定の基本的な考え方についてでございます。

ここでは、条例制定の方向性や市民、事業者の考え、札幌らしさについてまとめたものとなっております。

ご意見、ご感想をどうぞお願いいたします。

○高橋委員 中央卸売市場の高橋でございます。

先ほどの第Ⅱ章の問題提起というか、前提条件はいいと思うのですが、第Ⅱ章の1、2で食の安全・安心の確保と市民の思いが非常に重要だと思っております。1の食の安全・安心の定義の明確化は、物すごく難しいという感じをしております。先ほど、原発事故の放射能のお話も出ました安全基準云々の前提に、消費者という立場で放射能に対して安全をどのレベルでできるのか。今、100ベクレル、乳児には40ベクレルや50ベクレル、上田市長の言葉を考えれば、学校給食は4ベクレル以下でなければだめだなど、いろいろな話が出ています。ですから、基準をどこにということは、明確にする必要があるということは確かにそのとおりですが、言いつ放しでいいのかどうか、非常に難しいということが直観的な第一印象でございます。

○一色委員長 どうもありがとうございました。

この安全・安心につきましては、ここで述べてあるのは、定義の問題ですので、食品安全基本法や食品衛生法などとの絡みが出てくると思います。

ここは、規制をどうするかということとは違うのではないかと感じていますが、大西委員、いかがですか。

○大西委員 そのとおりです。具体的な規制の基準という次元で考えていることではありません。

○一色委員長 いわゆるリスク評価を行って、リスク管理、リスクコミュニケーションなど、三者が一体となって動いて、安全・安心を確保していくという基本方針が食品安全基本法で述べられていますので、その中でいかにして札幌市が市民の安全・安心という希望にこたえていくかという方向性をここで述べればいいのかという気がしているところではあります。

これは条例ですので、食品衛生法等で規格基準が決まると、それを無視する、または、それよりもさらに強い基準にすることはできないと思います。そのあたりを事務局ではどう考えておられますか。

○事務局（宮原食の安全推進課長） そのとおりです。

こちらでは、食の安全とは何か、食の安心とは何かということに対する定義を条例の中にしっかりと盛り込んでいこうということです。ですから、法律なり、規格基準で定められたもの以上に厳しくすることは今のところは考えておりません。

○一色委員長 それでは、ほかのご意見がございましたらお願いいたします。

5ページの上の方にありますが、「このことから、食品の安全・安心の確保は、健康保護の観点だけではなく、有益なソフト面での社会資本としてとらえ、より発展させていく必要がある」とありますね。このあたりの解説をしていただきたいと思います。

○大西委員 そのすぐ前の段落で具体的に説明させていただいております。札幌市、あるいは北海道は、観光・食産業が非常に重要で、そういう経済振興の面から食の安全・安心をつかまえるということも可能だという趣旨です。

○一色委員長 事務局にお尋ねしたいのですが、ほかの都道府県の条例でもこういうふうには有益なソフト面という書き方まで踏み込んでいるものはあるのでしょうか。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 実は、余りありません。その辺が4に記載しております札幌らしさと絡んでくるところです。札幌は、観光や食産業の振興に食を生かしていこうということから出てきておりまして、食の安全・安心を社会資本の一つとしてとらえているところは余りないかと思います。

○一色委員長 このあたりについて、藤原委員は詳しいのではないのでしょうか。

○藤原委員 私も専門部会でいろいろ指摘したのです。それがこういう形で盛り込まれるというか、札幌らしさとは一体何だろうということで皆さんからもご意見がいろいろあったかと思います。他都市とは違う部分で一步踏み込んで条例をとということが札幌らしさかと考えたところでございます。

○一色委員長 ありがとうございます。

ただ、これはもろ刃の剣でして、食中毒を出してしまうと札幌らしさが逆に出してしまうところもあるのです。ですから、心して、1次生産から最終処理まで、みんなで食品安全を達成しないといけないということにつながるのではないかと思います。

○成田（優）委員 委員長がもろ刃の剣とおっしゃったこともわかるような気がします。住民としては、これだけ北海道の新鮮ないろいろな食材に囲まれて、食べることのできる札幌市民の健康度はどうかと問われたときに、生活習慣病など、結構大変なのです。札幌市民は少なくともよそよりは健康度がいいのではないかとと思われることを目指して、それでこそ一層意義も上がるのか、アピールできるのかと思っております。ですから、観光だけではなく、まずは地元民が適切な食べ方をして、よりよい素材を適切に食べて、地元民が、子どもたちがよい健康モデルになれるようなことを目指すようにしていかなければな

らないと感じます。

○一色委員長 どうもありがとうございました。

ほかのご意見もいただきたいと思います。

4には札幌らしさということが書いてありますし、(2)には、市民、事業者へのサポートと書いてあります。これは市役所として何かのサポートをすると理解してよろしいのですか。

○事務局(宮原食の安全推進課長) はい。

○一色委員長 行方委員の所属する消費者団体では、市役所にもっとこういうふうにしてほしいというご希望はございませんか。

○行方委員 私も部会委員で、言いたい放題、思いつくままに発言させていただいております。市の方には、こんなよくまとめていただき、大西部会長もお入りになって、本当に申しわけないぐらい言わせていただきました。そして、大宮委員からは、こんなにいいまちだから、札幌に住んでみたいと思われるような条例をつくってほしいという意見もありました。もちろん、成田(優)委員がおっしゃったように、市民をないがしろにしているわけではなくて、いろいろな場面でも出てくるのですけれども、市民、事業者及び札幌市の3者が一体となって推進していくことが大前提であるのです。やはり、札幌の場合は、観光客を無視できないのではないかということです。他都市の条例でも、一部分ではありますけれども、京都市などでは、観光客も安全・安心の仲間だ、大事だということでした。そういう意味で、私たち札幌市も、今後の繁栄のためにも、観光客を無視できないのではないかということで、観光客という文章も入れていただいております。

○一色委員長 ありがとうございます。

○成田(優)委員 私は、市民がないがしろにされて、観光客の方ばかり向いているという意味ではなかったのです。こういう宣言をした以上は、地元民が率先していなければ恥ずかしいですという自戒を込めて言ったのです。これは自分も含めた反省で、なかなか大変だという意味です。

○藤原委員 つけ加える部分があります。

先ほどの市民の云々ということについては、4の(2)の市民、事業者へのサポートというところでは、今までは、どちらかというところ、縦割りで、直接かかわっていなかったところ、現在、札幌市ではまちづくりセンターを別な部署で推進しております。その中に食育事業として、まちづくりの中でもかかわっていきこうということで実効性のあるものとして、(2)として入れさせていただきました。ですから、従来よりは一歩踏み込むような形なのかというふうに思った次第でございます。

○一色委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

堀口委員、生産側の立場としてお感じになっていることは何かございませんか。

○堀口委員 この中で先ほど来出ておりますとおり、食の安全・安心と定義は、我々も日

常に使っているのです。私は農協に所属しております、農業分野でお話ししてもそうです。安全・安心の確保は、主に農薬系です。ですから、(2)で定義を明確にさせていただいております、なるほど、書くところということなのだと思います。安全を確保し、安心を創出すると。そう頭でわかっている、文字になるとわかりやすく、上手に表現いただいているのかと思います。

我々も一事業者として実効性を高める部分で規制的手法と誘導的手法という単語があるのですけれども、やはり、守って、頑張っていれば、誘導的な制度みたいなものを市の中で表彰制度をつくったりするという意味なのではないでしょうか。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 新しい条例のすがたの9ページの一番最後のところにございますけれども、(10)のところで、食の安全・安心に係る活動に対する顕彰という形での誘導的な手法を持ったかどうかということをございます。

○堀口委員 条例では定義するけれども、市の制度としてつくるのですか。

○事務局（宮原食の安全推進課長） 条例の内容についてはこれからですけれども、そういった形で表彰制度なり何なりを条例の中に盛り込むかどうかはこれからの検討になるかと思っております。ただ、そういった形で盛り込んでいきたいというふうに考えているところです。

○一色委員長 高橋委員は、生産者と消費者をつなぐ立場として感じられたことは何かございませんか。

○高橋委員 先ほどの難しさもありましたが、今の4の札幌らしさで言うと、観光客や市民は、いずれにしても消費者ですから、共通項なのです。提供する安全・安心については、観光客であろうが、市民であろうが共通項だと思うのです。ただ、札幌としては、観光客をふやすためにも、安全・安心を観光客に向けてやっていかなければならなくて、それが3の安心の創出だと思うのです。ここでは非常に大事なことをまとめられていると思って見ておりました。迅速な情報収集、情報発信、より正確な情報の公表を頻繁に繰り返すことによって、安全は我々流通も含めて、それぞれで努力しているのですが、安心は、ここにも書いているとおり、食べる方の気持ちの部分が大いなのです。そこには放射能問題だけではなくて、いろいろな分野をつかまえて発信する。ホームページに載せればいいということだけではなく、先ほど言ったように、まちづくりセンターの活用など、広く取り上げられているので、非常に大事なことだと思って、拝見いたしました。

○一色委員長 安心の部分ですと、透明性が高いか、高くないかでかなり影響が出てくると思うのです。いつでも見に来てくださいという事業者ですと、消費者の方も非常に安心でしょうけれども、説明するかわりに、見に来ないでくださいという時代ではないと思います。

下国委員からご意見は何かございますか。

○下国委員 札幌らしさは何かを考えました。札幌市民として暮らしていても、札幌のものが安心で安全であるという気持ちを受けたことは余りないのです。個人、個人で、どう

いうものが安心で、どういうものが安全かは、皆さんで考えが違ふと思うのです。やはり、自分が積極的に電話をかけて、これには何が入っているのかを聞く、あるいは、自分が食に関して勉強するということをしない限りは、ただ住んでいるだけでは何もわからないままなのです。そして、そのまま過ごしてももちろんいいと思うのですけれども、そんなふうになるのではないかと思います。周りの方や子どもなどを見ている、そんなふうにご過ごしているとすごく感じられるのです。ですから、黙っていても札幌は安心・安全なのだとかわかるまちなになって、そういうことが言えるのではないかというふうに思うのです。

それは、考え方などに個人差があるので難しいとは思いますが、一般市民としてはそういう意見です。

○一色委員長 第Ⅱ章につきましては、ご意見がほぼ出たと思います。

これで、第Ⅱ章の検討はこれで終わってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○一色委員長 それでは、第Ⅲ章へ移らせていただきたいと思います。

第Ⅲ章として項立てされております新しい条例のすがたです。

ここでは、条例の名称と条例に規定することが望ましいと考えられる事項を記載してあります。

それでは、ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

2の(3)がこの委員会などがこういうところに位置づけられるということでしょうか。このあたりを事務局からご説明いただきたいと思います。

○事務局(宮原食の安全推進課長) 今、開いている会議は、要綱に基づいた会議でございまして、これを条例の中の附属機関として位置づけることによって、市長への提言などがしやすくなるものになります。正式に附属機関として位置づけることによって、効果的な市民意見や事業者の方のご意見を札幌市の施策の中に反映できるようにしていくことを想定したものでございます。

○一色委員長 わかりました。

どうぞ、ご意見はございませんか。

○成田(優)委員 戻りまして、5ページの4の「さっぽろ」らしさと食の安全の確保は、とてもいいタイトルだと思うのです。いつも安全と安心がセットになっているのですけれども、下国委員やほかの方々もおっしゃったように、安心は個人差があるし、きりがありません。どこまで行っても、100%のつもりでも、やっぱり不安と言われたら、それまでなのです。でも、信頼できると思えば安心もするのです。いつもあるような安全・安心ではなくて、むしろ、安全と信頼とした方が独自性もあると思うのです。

もし海外に発信するとき、英語に訳したときにどうなるのだろうかということも考えて、信頼という言葉は結構大事ではないかと思うので、ご一考をいただければと思います。

○一色委員長 具体的には、どのあたりになるのでしょうか。

○成田(優)委員 名称など、定義のところですか。

○一色委員長 ということは、この文章の最初から終わりまで全体にかかわることですか。
○成田（優）委員 いえ、安心という言葉をやめてくださいという意味ではなくて、安全・安心をセットにして全部に出しているの、タイトルとしても安全・安心条例ではなくて、むしろ、安全と信頼という言葉を出したら札幌らしさでいいのではないかと思います。

○一色委員長 それでは、そのほかにご意見がございましたら、お願いいたします。

○成田（優）委員 信頼ということは、例えば、科学的に結果を出した上で信頼できるかどうか評価していくものですから、安心と違って、評価できる要素があるのです。ですから、むしろ、安全・安心とずっと言われてきた言葉よりも、信頼と打ち出してもいいのではないかと思います。文章を全部変えてくださいという意味ではありません。

○一色委員長 わかりました。

7ページの真ん中あたりには、食品の安全と信頼の確保という使い方をしておりますが、こういうものをもっとふやしてほしいというご意見ですね。

○成田（優）委員 総合的なタイトルでも構いません。

○一色委員長 ほかのご意見もいただきたいと思います。

○大金委員 部会で、他府県の条例の中に、安心という言葉を避けているものはありませんでしたか。やはり、あいまいになってしまうので、科学的知見ということをきちんとうたっているのです。ですから、今、成田（優）委員が言われたことは重要な部分ではないかと思います。

冒頭で一色委員長が言われたゼロリスクの中において、本来、食べられるものまで食べられなくなる時代になってしまうという間違っただけのことを伝えてしまうリスク、危険性を考えたときに、今の言い方は結構重要になるような感じがしました。

○一色委員長 この言葉をどう取り扱うかということは、この委員会で意見をある程度まとめておかないと事務局が困ってしまうと思うのです。

○事務局（重永職員） 安心という言葉の使い方については、専門部会の中でもかなりご意見をいただきました。今のところ、私どもで考えていたのは、条例で用語を定義する中で、食の安全とはこういうものです、食の安心とは信頼確保などを表現しますという形で説明する予定を組んでいたところです。ただ、もちろん、今の成田（優）委員のご発言を受けまして、実際にも条例の名前に反映させていくという考え方もございますので、その辺は、まさに委員会の中でお話をしていただければと思うところがございます。ですから、予定としては、そのようなつもりでございました。

○一色委員長 安全と安心、または安全と信頼ということを、次の条例制定のときに、用語の定義の中でもう一度検討する機会があるということのようです。ですから、ここで安心という言葉信頼に置きかえるとしてしまうには、リスクがあるといえますか、全体の整合性が今すぐにとればいいのですけれども、事務局にお預けして、整合性をとれと言っても無理な気がするのです。

これは、どのようにいたしましょうか、ご意見をいただきたいと思います。

一つの案としては、ここでは、安心という言葉と信頼という言葉を要検討とし、条例化するときに検討してほしいという意見が委員会から出されたということを議事録に反映させておくことが一つのやり方だと思いますが、いかがでしょうか。

安心という言葉を取り外して信頼に置きかえるというまでの強いご意思ではないと思うのですけれども、それでよろしいですか。

○成田（優）委員 はい。お任せします。

大金委員がおっしゃってくださったので、ありがたいと思いました。

○大金委員 この検討部会のメンバーなのに、変な意見を言ってしまって、済みません。ただ、結構時間を費やして、ある程度もんだのです。

○高橋委員 信頼というのは、消費者が事業者を信頼するとか、表示を信頼するなど、何をということがありますよね。また、安心は、おっしゃったように、多種多様な受けとめ方があると思うのです。

○大金委員 微妙に違いますよね。

○成田（優）委員 逆に、消費者自身も信頼されなければいけないのです。それは、売ったものが適切に食べられているかどうか、適切に家庭で管理されているかどうか。ですから、一方的に消費者が事業者や生産者を信頼するだけではなくて、売った方も消費者を信頼できなければいけないので、信頼される消費者でなければいけないので、そういう面も含めているのです。うまく表現できないのですが、あとは皆様でご検討くださればと思います。

○一色委員長 それでは、安全と安心という言葉の使い方について、さらに検討した方がいいのではないかというご意見でした。そして、信頼という言葉もぜひ使ってほしいというご意見がつけ加えられたというふうに議事録に書いておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○一色委員長 それでは、第Ⅲ章のほかの項目についてご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

生産者側、または事業者側の方にご意見をいただきたいことは、（８）の自主回収報告制度です。これは、運用の仕方でかなり問題が生じるところで、私が相談を受けた例では、念のための回収という嫌な言葉があるのです。万一、何かがあってはいけないので、念のために回収してくださいということです。それは、事業者が回収するのです。今度は、保健所等に報告すると、リスクがあったので回収したというふうにとられるのです。

このあたりは、条例化するときに検討を要する項目かという気がしております。自動的に全部を保健所に報告する。念のために回収しろと言われたので、そうしたら、製品が食中毒を起こすから回収したのだというとりえ方をする場合もあるのです。

そうなる、冒頭に申し上げましたように、食べられるものまでどんどん食べられなくしてしまう可能性があるのではないかという気がしています。

大金委員は、ご商売などでこういうところに苦勞されるのではないですか。

○大金委員 行政の指導云々というよりも、どちらかという、商売の問題です。例えば、異物混入も、確率的には0.何%のもので、また、実際に食べたとしても食中毒になるわけではないのです。それでも、大量の食品を回収して、廃棄するのです。

○一色委員長 札幌市、または、札幌市民の感覚として、科学的なリスクの判断で回収するというのであれば問題ないと思うのですけれども、商売上の理由で、それも、念のためにやった方がいいということは合理的ではない気がします。

○大金委員 むしろ、そちらの方が多いですね。

○一色委員長 そういう意見があったことも議事録に書いておいて、次の条例化するとき、具体的にどのように文章にするかを検討していただきたいと思います。

ほかにご意見はございませんか。

○成田（優）委員 何度も済みません。

話は変わって、（10）の活動等に対する顕彰は、すごくいいことだと思いますし、励みにもなると思うので、反対はしません。ただ、ここで見落とされたくないのは、先ほど申し上げましたように、気持ちがあってもできないような状況にあるということです。大人はともかく、子どもたちなど、すそ野をどうやって広げるかです。例えば、こういう冊子が置いてあっても、目もくれないような、または関心があっても、生活のゆとりのなさで、なかなか活動できないような人たちに、どうやって情報を届けたり、目を向けてもらったり、参加していただくかということも、少し織り込まれていたらと思いました。

例えば、この冊子の感想を20代、30代の働いている女性に聞いたのですけれども、そのときに、3Kという言葉が出たのです。きつい、汚い、危険の3Kではなくて、健康、経済的な安定、心や家庭の円満さがなさければ、気持ちがあっても、いろいろな社会活動というのはなかなかハードルが高いのです。

だから、先ほど、子どもたちへの出前事業ということも申し上げたのです。そうすると、個人も顕彰とは書いてありますけれども、どうしても組織立ってできるような人たちが——それは大変素晴らしいことですが、二極化しやすくなるのではないかという懸念があるのです。ですから、もっとすそ野が広がるような方向にもエネルギーを使ってほしいと思います。いろいろな顕彰をするための事務的な労力もあるでしょうから、そうではないことにも行政のエネルギーを使ってほしいという要望が出ていましたので、この場でぜひ言ってほしいということで、私がかわりに申し上げさせていただきました。

○一色委員長 これは、行政だけが取り組むべきものでもないような気がするのです。逆に、行政が一生懸命やって、うまくやったら行政を表彰してあげないといけないのではないかという気がします。

行方委員の団体でも、こういうものは取り組んでおられるのでしょうか。

○行方委員 もちろん、取り組んでおります。

先ほどからのいろいろなお話を聞いていると、確かに、下国委員がおっしゃったように、

個人差があるのです。安心というのは、ある意味、自己満足だと思うのです。私は、この団体から安心を求めて、いろいろな意味で、安全・安心をうたっている有機野菜のグループ、生活クラブ生協、市民生協、学生生協など、私が子育てしていたときから、そういう団体から共同購入をしたり、いまだに続けていますけれども、そういった自分がやっていることを隣やお友達に広めていく。また、私どもの協会で提供しているいろいろな情報を周りの人に広めていくなど、そういった中で共鳴してくださる方がいて、広がっていくわけです。

ですから、信頼と安心はつながっていて、こういうところから食品をとっているから安心なのだと思っ自己満足しているのです。それがまずかったら続かないと思うのですけれども、それなりに自分は満足しているのです。

例えば、食肉などにしても、一般のスーパーで売られている豚肉などを見ると、すごくきれいなピンク色なのです。私も食肉委員会などに出席させていただくと、私が共同購入しているお肉は割と赤い色をしていて、それはどうしてなのですかと質問したら、飼育期間が全然違うのだということです。一般スーパーに流れているのは3カ月ぐらいで出していて、私が共同購入しているお肉は、うまみもあるし、ただやわらかいだけではないようなお肉だということで、それは6カ月ぐらい飼育しているということです。ですから、いろいろなことを勉強させていただいて、今に至っているのです。

そういったことで、安心と信頼は、ある意味ではイコールかと思っております。

○大金委員 大体合っていると思います。

○一色委員長 この(10)につきましては、表彰、または顕彰を受ける可能性のある方を広くとらえるということになると思います。

○成田(優)委員 例えば、目立った活動ではなくても、環境の方でやっている子どもたちからアイデアを出してもらおうなどです。そういう事業の中で、食に関する子どもなりのアイデアを出してもらい、大人にとっても勉強になるかもしれないので、細かいことですが、そういうことです。先ほどは、過大な要求を出したような印象になっていたら、済みませんでした。行政に何もかも期待するという意味ではないのです。

やはり、保健所の事務局があるので、生活習慣病や予防医学という点で、食の安全のことをもっと話す機会があると思いますので、そちらからまたアプローチしていただければと思います。

○一色委員長 ありがとうございます。

それでは、(10)については、条例化するとき、実際の表彰、または、顕彰制度について、どのように取り組むかを検討していただくということを議事録に書いていただきたいと思います。

それではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○一色委員長 それでは、第Ⅲ章につきましては、まだご意見がございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○一色委員長 それでは、第Ⅲ章の検討をこれで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○一色委員長 ありがとうございます。

最後に、「おわりに」がございます。

これは、我々の委員会が市長に報告するときの文章でございます。

この文章を読んでください。

この文章にご異議がある方がおりましたら、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○一色委員長 それでは、ご異議がないようでございますので、この文章を市長に報告することにさせていただきたいと思います。

ご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

大変有意義な時間になったと思います。

事務局は、本日の意見を整理していただきまして、報告案の修正をしていただきたいと思っております。

また、今日欠席の委員の方からご意見が出てくるかもわかりません。それから、ここにいらっしゃる委員から追加のご意見があるかもわかりません。それは、事務局で整理していただきたいと思っております。

それでは、議題(2)は、これで終わらせていただきたいと思っております。

最後に、議題(3)のその他でございます。

委員から、ご発言は何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○一色委員長 ないようでしたら、これをもちまして、本日の議事をすべて終了させていただきたいと思っております。

長時間にわたり、ご検討いただきまして、どうもありがとうございました。

これで終わりにいたします。

○事務局(宮原食の安全推進課長) 一色委員長、どうもありがとうございました。

今後の予定でございます。

先ほど申し上げましたとおり、本委員会で修正を行いました案は、お時間の関係もございまして、委員長にご了解をいただきまして、最終案を皆さんに送付いたしたいと思っております。その上で、5月中旬に市長へ報告書の提出という予定で考えております。

また、皆様方の任期は、ことしの11月30日までとなっておりますので、それまでの間に委員会をもう一回開催する予定でおります。

なお、条例専門部会の部会長を務めていただきました大西委員は、このたびの条例の検

討に当たり臨時委員として就任されており、5月31日に任期を終えられますので、今回の委員会が最後となります。

大西委員、どうもありがとうございました。

5. 閉 会

○事務局（宮原食の安全推進課長） それでは、これをもちまして、閉会とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上